

平成 31 年度市民税・都民税申告書（平成 30 年分）

（上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の課税方式選択用）

町田市 宛

平成 31 年 1 月 1 日現在の住所	町田市 森野 2-2-22	個人番号 (マイナンバー)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
現在の住所	上記と同じ場合は記入不要	フリガナ	マチダ マチオ
窓口にきた方 (本人の場合は記入不要)	住所 (本人と同じ場合は記入不要)	氏名	町田 町男
	氏名 (印) (関係)	生年月日	電話番号
		S 2 8 . 5 . 3 0	042-722-3111

市役所
受付印

(1) 確定申告した上場株式等の所得

		総合課税分	分離課税分	配当割額控除額 もしくは 株式等譲渡所得割額控除額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	50,000 円		2,500 円
	分離課税分		円	
上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収選択口座内のもの)			100,000 円	5,000 円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と道府県民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものです（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。また、所得税の確定申告において、配当割額控除額や、株式等譲渡所得割額控除額の記載誤り・記載漏れなどがあり、上場株式等の所得と判断できない場合、確定申告書の区分で市民税・都民税を課税することがあります。

(2) 申告不要制度、もしくは、以下の課税方式を選択します（いずれかに☑をつけてください）。

① 上記の上場株式等の配当所得等について、市民税・都民税では申告しません。

上記の上場株式等の配当所得等について、市民税・都民税では下記の所得として申告します。

		総合課税分	分離課税分	配当割額控除額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円		円
	分離課税分		円	

② 上記の上場株式等の譲渡所得等について、市民税・都民税では申告しません。

上記の上場株式等の譲渡所得等について、市民税・都民税では下記の所得として申告します。

		株式等譲渡所得割額控除額
上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収選択口座内のもの)	円	円

○この申告書は、各年度の納税通知書が送達される日までに提出する必要があります。

○この申告書を提出される際は、特定口座年間取引報告書や支払通知書などの写しを添付してください。

○市民税・都民税において、申告不要制度を選択した上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

○上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と市民税・都民税で異なる課税方式を選択したことにより、医療費控除等、一部の所得控除において、控除額に差異が生じる場合があります。